

先端技術導入実証事業実施要領

令和5年4月1日付け4農振第3593号制定
農林水産省農村振興局長通知

(目的)

第1 人口減少に伴う国内市場の縮小や農業者の減少、世界規模の気候変動への対応等、我が国の農林水産業をとりまく状況が大きく変わる中、農業分野でのICTの活用や農林水産業のグリーン化等を推進することで、労働生産性の向上や農林水産業の持続可能な成長を図ることが重要である。

こうした中、人口減少下で持続的に発展する農業を実現するためには、生産基盤の整備においても、①情報化施工技術や3次元データ等のICTを活用することによる事業の更なる効率的な実施や営農の維持管理の省力化・高度化、②農林水産分野でのゼロエミッションの達成と持続的発展に向けバイオ炭等を活用した農地における炭素貯留の拡大を推進していく必要がある。

このため、先端技術導入実証事業（以下「本事業」という。）により、国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業（以下「本体事業」という。）の実施地区を対象として、ICT等を活用した先端技術を適用し、設計・施工方法の有効性や維持管理手法等について評価を行うとともに、整備手法の確立・体系化を行うことにより、もって先端技術を活用した基盤整備の推進に資するものとする。

(適用)

第2 本事業の実施については、国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）及び国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容)

第3 本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。

(1) ICT導入実証事業

(2) 炭素貯留技術導入実証事業

2 前項第1号に掲げる事業は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) ICTを活用した基盤整備における営農・維持管理の省力化・高度化に資する取組

(2) 先端技術の適用に関する評価

(3) 基盤整備後における営農効果や維持管理等に関するモニタリング

3 第1項第2号に掲げる事業は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) バイオ炭等を活用した基盤整備における炭素貯留技術の実用化に向けた取組

(2) 先端技術の適用に関する評価

(3) 基盤整備後における営農効果や生産基盤への影響等に関するモニタリング

4 第2項及び第3項に掲げる事項のほか、土地改良区等を対象とした先端技術の習得に必要な取組及び先端技術の普及に資する技術資料の作成を行うものとする。

(事業の実施区域)

第4 本事業の実施区域は、本体事業の受益の範囲内とする。

(事業実施期間)

第5 事業実施期間は、令和9年度までとする。

(事業実施主体)

第6 本事業は、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）が実施するものとする。

(実証計画の作成)

第7 地方農政局長は、本事業を実施しようとするときは、本事業の実施を希望する年度の前年度の2月末までに、別記様式第1号により先端技術導入実証計画（以下「実証計画」という。）を策定し、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

(実証計画の変更)

第8 地方農政局長は、第7に基づき報告した実証計画の変更を行う場合、別記様式第1号により、先端技術導入実証変更計画（以下「変更計画」という。）を策定し、農村振興局長に提出するものとする。

(事業に要する経費)

第9 本事業に要する経費は、全額国費負担とする。

2 本事業は、本体事業の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、実証計画に定める目標年度までに実施するものとする。

3 本事業に要する経費とは、本体事業と併せて取り組むもののうち、先端技術の導入に資する取組に対して要するものを対象とする。

(報告)

第10 地方農政局長は、第7に規定する実証計画に位置付けられた目標年度に取組の実証内容を取りまとめ、翌年度の5月末までに、別記様式第2号により農村振興局長に提出するものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度において、本事業を実施しようとする場合、第7に規定する実証計画の提出期限は第8の規定にかかわらず、令和5年10月末日までとする。

別記様式第1号（第7、第8関係）

先端技術導入実証事業（変更）計画

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長
（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長）

下記のとおり、先端技術導入実証事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3593号農林水産省農村振興局長通知）第7（第8）に基づき、〇〇事業にかかる実証（変更）計画を提出します。

記

1. 対象事業

※ ICT 導入実証事業又は炭素貯留技術導入実証事業いずれかを選択すること。

2. 対象地区

※ 1 実施する地区名を記載すること。
※ 2 実施個所について記載すること。

※ 図面を添付すること（図面スケールは 1/25,000 又は 1/50,000）。

3. 取組内容

※ 目的、取組内容等について記載すること。
ア 目的
イ 取組内容 等

4. 事業実施期間（目標年度）

●年度～●年度（目標年度）

5. モニタリング計画

※ モニタリングの目的、モニタリング内容等について記載すること。
ア 目的
イ モニタリング内容 等

先端技術導入実証事業実績報告

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長
(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長)

下記のとおり〇〇事業を実施したので、先端技術導入実証事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3593号農林水産省農村振興局長通知）第10に基づき提出します。

記

1. 対象事業

※ ICT導入実証事業又は炭素貯留技術導入実証事業いずれかを選択すること。

2. 対象地区

※1 実施する地区名を記載すること。
※2 実施個所について記載すること。

※ 図面を添付すること（図面スケールは1/25,000又は1/50,000）。

3. 取組内容

※ 目的、取組内容等について記載すること。
ア 目的
イ 取組内容 等

4. 事業実施期間

●年度～●年度

5. 評価

※ モニタリングの結果を踏まえ、先端技術の適用に関する評価について記載すること。

6. 事業決算書

区 分	精算額 (A)	予算額 (B)	差額 (B-A)	備考
国庫負担金	※本事業に要した総事業費を記載すること。	※当該年度における本体事業の総事業費を記載すること。		